

第4号議案 日本高齢期運動連絡会規約検討機関設置

1. 規約検討機関設置の目的

- (1) 設立後4半世紀を過ぎ、国内外の情勢も日本高連の役割や組織も大きく変化した中、日本高連の目的や組織体系を決めた規約を根本的に見直します。
- (2) 3,700万人高齢者の要求実現のための高齢期運動意義や組織のあり方など理論的問題の検討の成果として新規約を確定します。

2. 検討期間・改定日

- (1) 検討期間: 第26期の期間中(2017年5月～2017年3月)
- (2) 改定日: 第27期(2018年度)総会

3. 検討機関の名称と構成

- (1) 名称: 日本高齢期運動連絡会規約検討委員会
- (2) 構成: 高齢期運動運営委員会(高齢期運動推進事務局団体会議)で早期に構成を検討する

4. 主な論点

- (1) 3.目的
 - 必要十分な表記が必要
 - 他団体との共同のための規定がないなどの検討が必要
- (2) 4.構成
 - 構成組織の検討
- (3) 5.活動
 - 活動分野の定義の検討
 - 「高齢者運動大学を開催します」などの表記の検討
 - 「広報」など新たな活動分野の検討
- (4) 6.機関と役員
 - 代表委員や運営委員体制の検討
- (5) 7.財政
 - 加盟分担金額の検討

以上

参考資料:高齡期運動連絡会規約

1. 名称

日本高齡期運動連絡会といいます。(Japan Senior Citizens' Council)

2. 事務所

事務所は、東京都中野区中央 5-48-5 シャンボール中野 504 におきます。

3. 目的

高齡者の生活と権利を守り、要求実現を通じて、国民の権利としての高齡期保障確立、地位の向上をめざします。

4. 構成

この会の目的に賛同する、高齡者と高齡期の保障にかかわる中央団体および各都道府県高齡者運動連絡会で構成します。

5. 活動

次の活動を行います。

- (1) 地域要求運動発展への援助と、全国的政策課題実現のための連帯をはかります。
- (2) 日本高齡者大会を企画し、大会成功のために中央実行委員会を結成し、その運営に参加します。
- (3) 関係団体との連携・交流をはかります。
- (4) 調査・研究・学習に取り組みます。また、高齡者運動大学を開催します。
- (5) 情報・資料の収集と提供をします。学習資料、宣伝資料などを出版します。
- (6) 国際的な交流と連帯を取り組みます。
- (7) その他、目的達成に必要な活動を行います。

6. 機関と役員

次の機関と役員をおき、運営します。

(1)機関

①総会

最高意思決定機関として総会を、年 1 回開き、総括・方針・予算・役員等の重要事項を決めます。総会は、構成団体から選出された代議員によって構成します。

②代表者会議

総会に次ぐ意思決定機関として代表者会議を置きます。代表委員は、各ブロックから選出された委員および中央団体から選出された委員によって構成します。

③運営委員会

総会で選出された運営委員会で構成し、総会決定事項の執行にあたります。

(2) 役員

①代表委員

総会で選任された代表委員(数名)は、運動発展のために活動します。

②運営委員

総会で選出し、総会・代表者会議の決定事項の運営にあたります。

③事務局長

総会で選出された事務局長は、事務局を統括し、日常業務を執行します。

事務局長を補佐する事務局次長若干名をおくことができます。

④会計監査

総会で選出された会計監査 2 名をおきます。

会計監査は、予算の執行状況・決算などを監査し、総会に報告します。

⑤顧問

運動発展のために、総会で顧問を選出することができます。

7. 財政

連絡会の財政は、次のとおり賄います。

(1)加盟分担金

分担金は、年間1口3万円とし、応分の負担とします。

(2)活動収入

資料集、小冊子などの発行、研究会・学習会などの行事、その他による収益を充当します。

(3)繰入金

日本高齢者大会に関わる経費は、大会財政から繰り入れます。

(4)寄付金

(5)会計年度

4月1日から翌年3月31日の1年間とします。

8. 規約改正・変更

改正・変更は、総会で決定します。

9. 施行

この規約は、1995年6月3日から施行します

一部改正 2007年5月16日

一部改正 2008年5月22日

一部改正 2013年5月16日

一部改正 2016年4月16日